

午後1時30分開会

○小林たかや委員長 ただいまから都市基盤整備特別委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

欠席届が出ております。子ども支援課長、公務のため欠席です。

ただいまお手元に日程をお配りしておりますが、これに沿って進めたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

それでは、1、陳情審査から入りたいと思います。継続審査、①送付30-5、区営四番町アパートの建替えに関する陳情です。

前回の委員会以降、意向の確認の進捗状況等進んでおりますので、含めて執行機関より説明を求めます。

○平岡住宅課長 それでは、環境まちづくり部資料の1番に基づきまして、あわせてご説明をさせていただきたいと思います。

前回の委員会でも、これまでの個別相談などでの入居者の意向の確認につきまして、ご報告いたしました。表におまとめをして、ご説明をさせていただきます。

これまでに47戸中45戸の方とお話できました。しかし、長期入院の方や、ご連絡やご訪問をさせていただいても、ご不在やご返答のない、合わせて2戸の方につきましては、ご相談ができなかったというところがございます。

（仮称）四番町公共施設におけます整備住戸数は、表の左側の列にありますとおり、現在の二つの住宅の合計の2DK30戸、3DK24戸で当初の構想としておりました。しかし、今回の個別のご相談でのご意向を踏まえまして、表の中ほどに記載させていただきました。1DKから3DKまでの住戸タイプごとの住戸数が必要なところがございます。先ほど2戸の方について個別のご相談ができませんでしたというふうにお話をさせていただきましたが、この方につきましては、お住まいの現在の住戸タイプでカウントをさせていただいております。現在、家族向けの住戸にお一人でお住まいの方は、将来の家賃や光熱水費のご負担を心配されるなど、コンパクトな住戸をご希望であるとの個別相談のご意向もございまして、3戸の1DKも必要になるところがございます。

これをもとに、一番右側の列でございます。整備戸数の予定数でございますが、今後、平成34年度までは、まだお時間もありますことから、ご家族の独立、それから介護の必要な方の同居といった、ライフスタイルの変化も考えられます。そこで、中ほどの相談結果に若干の余裕を持たせたものとさせていただいております。これまでもご答弁いただきましたが、入居者のご意向をもとに住戸数などをお示したものでございますが、今後の基本設計、実施設計といった詳細な設計の段階におきまして、整備面積などを精査してまいります。

ご報告は以上でございます。

○小林たかや委員長 報告をしていただきました。ちょっと私、整理しますんで、住宅課長、私が違っていたら言ってください。

前回、47戸あるうちの26戸が建築に一一建てかえに協力的と。言いますよ。いいですか。いや、ちょっと、ちょっと全部言いますから。「条件つき協力」が5戸、「考慮中」

が5戸、「わからない」が3戸、「非協力」が5戸、で、2戸が不通で、1戸は、どうだったんでしたっけ。そこだけなんですけど。全部で47ということですよ。

○平岡住宅課長 そうですね。

○小林たかや委員長 私の今言ったところまでは合っていますか。

○平岡住宅課長 はい。合っています。……そのとおりです。

○小林たかや委員長 はい。お願いします。

住宅課長。

○平岡住宅課長 今、委員長からご案内をいただきました数値でございます。前回までの委員会でご報告させていただいた数、賛成の方は26から、まあ、賛成といいますかご協力できる方が26、それから、ご協力いただけない方まで5戸あるという、今の委員長のご説明はそのとおりでございます。で、前回までの個別相談の結果、未実施だったところが3戸あり、合計で47戸でございます。今回、この3戸のうちの1戸の方については、接触することができ、残り2戸につきましては、残念ながら、長期入院の方と、それから、なかなか臨戸させていただいても、お会いすることはできなかった方ということで、合わせて2戸というようなところでございます。

○小林たかや委員長 はい。ということでございます。

それでは、委員の方から、質疑を、質問、質疑、何か役所に聞きたいこと。

○木村委員 条件つきとそれから考慮中という方は、どういう、どちらに分類されているんでしょうか。今の委員長のまとめられた、整理区分では、条件つきという方と、それから考慮中という方が何人かいらっしゃる。こういう方はどこに分類されているんでしょうか。

○平岡住宅課長 前回の数値を、前回までの数値ということでご説明させていただきますと、ご協力できる方が26戸。条件つき、まあ、さまざまな住戸タイプでありますとか、そういったことをご条件にされていらっしゃる方が5戸。それから、仮住宅以外に、条件つきの一つでありますけども、仮住宅以外のところにご希望されていらっしゃる方が5戸。それから、ちょっと、お答えしかねます、わからないとおっしゃる方が3戸。それから、ご協力はいただけないという方が5戸というような形になっております。

○木村委員 そういう方はどこに分類されているんですか。これ、個別相談結果等で、47にみんなきちんと入っちゃっているけれど。わからないという方や考慮中という方は、どこに入れているんですか。

○平岡住宅課長 今申し上げた、わからないとおっしゃっていらっしゃる方は、私どものほうで、今回の仮住宅への移転、それから四番町の公共施設の整備計画等につきましてご説明させていただいたんですけど、今もって、ちょっとご判断することができないというふうにおっしゃっていらっしゃる方が、わからないと言われる方。今ここで、ご協力できるかご協力できないかというようなこともちょっとお話ができないとおっしゃっていらっしゃる方。それが、わからないとおっしゃっていらっしゃる3戸の方です。（「それを、どこに入っているか……」と呼ぶ者あり）

○小林たかや委員長 どこに入っているかという。（「希望の間取りは、どういう……」と呼ぶ者あり）

○平岡住宅課長 あっ。

○小林たかや委員長 それは……（発言する者あり）

○木村委員 だって、47でぴったりおさまっちゃっているから。（「希望の分だけは聞けたのかとか、そういうことを聞いているの」と呼ぶ者あり）

○平岡住宅課長 あ。まあ、わからないとおっしゃっていらっしゃる方は、今のですね、あ、失礼しました。わからないとおっしゃっていらっしゃる方は、今のお住まいの希望の間取りで計算をさせていただいております。

○小林たかや委員長 木村委員。

○木村委員 きのうときょう、ちょっと、何軒かの方にお話を伺ってきました。それで、まあ、あるご年配の女性、こうおっしゃってました。できればずっとこのままでいたい。で、奥の住宅を先に建てかえて、そこに移るんだったらまだ理解できるけれども、平河町まではちょっとなかなか、生活関連施設がなくて、行けないと。で、区役所に対しては、返事できないでいると、こういうふうにおっしゃってまして、恐らく、「わからない」という方に分類されているのかなと。でも、そういう方の心の中の葛藤といいたしよるか、悩んでいる様子というのは、この個別相談結果数じゃ、わからないわけですよ。そういう方はたくさんいらっしゃるんですよ。協力するという方が26世帯。それ以外の方、皆さん悩んでいるんですよ。半分近くは悩んでいる。

もう一方は、ここにいたいと言ったら、絶対にあり得ないと。建てかえるから、いることはあり得ないと。で、どうしますかと言われたと。で、高齢者住宅を紹介するからというので、じゃあそこに行かざるを得ないのかなと思っていると。こういう方はどこに分類されるんでしょうかね。そういうふうに答えたと言っていました。

○平岡住宅課長 なかなか、今ご意思が決定されない方につきましても、必要な住戸数は、整備させていただくことが必要ですので、これからご意思もさまざまに、はっきり確定される方もいらっしゃると思います。そういった、ちょっと将来的に目測がつかないというふうにおっしゃっている方も含めた形で、今回の相談結果としましては、今の現状の戸数というようなところで、戸数のほうは整理をさせていただいているというようなところでございます。

ただ、今、木村委員がおっしゃっていただいたとおり、今後お気持ちも、さまざまに出てくるかと思っております。例えば、今、生活スタイルとしては、どうしても、不安なところの要因としましては、住戸の広さであるとか、あるいは立地であるとか、そういったところを、今後も、引き続き個別相談でお聞きしながら進めていく形になるかと思っておりますので、そういった場合にこの住戸の今の数が変動していくというようなことが要素としてはあり得ると思います。

○木村委員 まあ、私としては、本当にもう、80、90歳という高齢者をですよ、もうここにいられないんだと、どうするんだという、そういう迫り方で決断を迫るというやり方は、私は、苦しめるだけです。だって、建てかえなくちゃならない理由はないんだから。

それでね、まあ——あ、陳情書に入ってもいいですか。

○小林たかや委員長 はい、陳情です。

○木村委員 はい。それで、税金の使い方としてこの陳情者の方は疑問の一つに挙げていらっしゃると思います。で、長寿命化計画に基づく計画的な維持保全が——あ、これね、以前当

委員会でいただいた資料で、長寿命化計画に基づいて補助金をもらった事業というのが幾つかございましたよね。26年度、直近では27年度まで、四番町アパートの給排水管の工事が、たしか27年度に交付を受けていたというふうに思うわけです。

それで、たしかこの長寿命化計画に基づく補助金というのは、10年間は、その建物を使うという条件があるんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○平岡住宅課長 今、木村委員がご指摘下さっておりますのは、長寿命化計画に掲載しつつ、補助金を受けた工事の中身についてのお尋ねでいらっしゃると思います。平成25年度に屋上防水工事をさせていただいた際に、300万余の補助金を頂戴しているというようなところでございます。

こちらの内容についてでございますが、長寿命化の策定に伴いまして、長寿命化工事を行ったと。それに対して得た補助金ということでございますが、その期間が一定程度経過していないものと、工事というような場合は、一部、精算が必要になるというような可能性があるというような考えを示されておりますが、これはちょっとまだ未確定な要素でございます。正式に私たちが住宅を除却するなり、用途の廃止をするなりというような手続がなされたときに、そういった補助金のあり方については正式な決定がされるものというふうに判断されるものだと思われておりますが、今のところ、そういった可能性があるものというような認識ではおります。

○木村委員 これ、平成29年12月7日の企画総務委員会で、小枝委員がこの長寿命化計画に基づく補助金の問題を質問されていて、それに対して、住宅課長はこう答えていらっしゃいます。補助金は、直接国から交付されるものでなく、東京都を経由して交付されると。で、私どものほうも、補助金の申請は精査して事務手続をさせていただいている。そういった事務手続の中で、今回、私どものほうで建設から含めて工事の補助金をいただいておりますけれども、そちらにつきましてはご返金の必要はないということを確認させていただいております、と。今答弁された内容と違うじゃありませんか。

○平岡住宅課長 12月の段階でご答弁させていただいた趣旨は、こういったことであると思います。建設の国庫補助につきましては、建物の用途の廃止に際しまして、返す必要性はないと確認したというようなことをお答えさせていただきました。こちらは東京都からの確認の範囲内でお答えいただいたものでございまして、実際には正式な手続により正式な回答がなされるというのが、これは、補助金の返還についての基本的なスタンスであるというふうに考えております。

そのほかにも、今、木村委員がおっしゃられた、長寿命化工事に伴う補助、それから、長寿命化計画の策定に伴います補助がございました。先ほども申しましたとおり、平成25年度の屋上防水工事に関しまして補助を受けた分につきましては、その期間が経過していない分の残余につきましては一部精算が必要となる可能性があるというものの、こちらでも確認の範囲内での可能性でございまして、正式な手続の中で、お返しするかどうかというのは決定がされるというようなところでございます。長寿命化計画策定の補助金は、返す必要性はないというようなところも、あわせて確認をしております。

○木村委員 25年と26年、27年と、補助金をもらっているじゃありませんか、補助金。それは屋上防水が25年でしょ。そのほかに、給排水で26年度、27年度とももらっているはずですよ、いただいた資料では。少なくとも、それについては、今後、用途廃止

の申請を区が東京都に行って、そして返金しないで済むかどうかというのは、その後、東京都との協議、まあ、国の判断も仰ぐんでしようけれども、で、決まっていくものじゃありませんか。

○平岡住宅課長 ちょっと、私、補助金の額については、お調べさせていただいたのは、25年度の屋上防水工事についての助成をいただいているというようなところで、それ以外の補助金で、ちょっと、いただいたというような、ちょっと記録を、今控えておりませんので何とも申し上げられませんが、補助金の考え方といいますのは、先ほど言ったとおり、正式な手続をもって正式に決定されるものというようなところが、考え方の一つであると思っておりますので、今のところは、確認の段階では、そういったことが一般的に言えるのかなというようなところをご説明させていただいた次第でございます。（「うん」と呼ぶ者あり）

○小林たかや委員長 木村委員。

○木村委員 ということは、用途廃止の理由いかんによっては、返金するということがあり得ると。今の段階では何とも言えないということによろしいですね。

○平岡住宅課長 今、木村委員からご指摘いただいた点でございますが、ちょっと重ねてになってしまって恐縮なんですけども、まあ、あくまでこれ、一般論としまして、確認をしたところ、そのような誤解、確認の中のご説明があったというようなものです。これは、一般的に補助金の手続というのは皆そうなると思うんですけども、正式な手続を待って正式な改定が行われるものでございますので、そういうふうに私どものほうもご確認をさせていただいた次第でございます。

○桜井委員 いいですか。

○小林たかや委員長 いいですよ。（発言する者あり）

桜井委員。

○桜井委員 この陳情でございますけども、以前、去年の12月11日に、3本の陳情をいただいて審査をしました。で、その中の陳情者の1人が今回の陳情者の方ということで、で、そのときは、不採択という形で、委員会としての方向性を出したわけですよ。で、それで、長寿命化ということでなくて、具体的に建物を、まだ1棟、2棟というのはありますけども、そういう建物をつくっていこうというようなことで、委員会としての一つのかじを切ったという中で、今回また、この三つのことがご心配をされて出てきたと、そういうことですよ。

で、今回、47戸中45戸の方と連絡がとれて、お話を聞くことができた。大変ご苦労さまでした。一軒一軒行くのは大変だと思いますよ。で、今回、2戸の方は連絡がつかないと、今後もやっていきますということですからぜひお願いしたいと思っておりますけども、やはりこの陳情者の方がご心配をされていらっしゃるということは無理ない話でね、やはり高齢者の方であれば、余計長い期間その場所を、住みなれた場所を離れていかなければいけないということがあるわけですから、当然、区のほうもこの間のところを言っていますけど、丁寧に説明していきますということを執行機関のほうでも言っていますから、よくよくそれはお願いをしたいと思っております。

その中で、今回、この45戸の方に接触がとれたということは、非常に大きな意味合いがあると思うんです。で、いろいろなことをこれからお伝えする、またはご相談する上に

おいても、そういうルートができた、パイプができたということは、とてもこれからの中で、やはり丁寧にやっていくという上において、非常に素晴らしい、よかったことだと思うんですよ。本当はもっと早くに、できればよかったけどもね。

で、今回これが回っていく中で、3点、この陳情者の方がご心配されていらっしゃるわけなんですけども、それ以外にね、それ以外に、こんなことはできないのかとか、こういうことをしてほしいとか。逆にね。いろんな意見があったと思うんですよ。そういうものが、45戸とさっきご報告をされましたので、その中で、何かあったのか、委員会に報告をしていただくべきお話があるのかどうか、ちょっとそこのところをお伺いしたい。

○平岡住宅課長 今、桜井委員からご指摘を下さいました点でございます。前回の委員会でも少しご紹介をさせていただきましたが、かなり皆様、生活に密着したご意見というように、こういったご意見がございました。

やはり、この住戸のスタイル、今の住戸サイズについてのご心配が非常に大きかった。これは、入居者の方と寄り添ってご相談すればするほど、その心情はいろいろお話しくださいましたというところでございます。例えばお母様を、離れたところにお住まいなんですけれども、いずれ5年とか10年とかという、そのようなスパンの中で、介護の年齢に入ってくるというようなことでございます。そういった方々を、できれば自分の今住んでいる四番町の住宅のほうにお引き取りになられて、そこで一緒に介護をされるというようなことも想定したいんですけど、区は相談に乗ってもらえないか、というような細かいお話も頂戴しました。

あるいは、やはり今お一人で住んでいるがためにお引越しが難しいというようなところでもございました。区として何とかお手伝いいただけないかというようなところもございます。そういった方々に関しまして、例えばちょっと今私ども内部で検討しておりますのは、ただ単に移転料だけお支払いをさせていただいて、どうぞお引越してくださいでは、やはりそういった方々のニーズにお応えすることが難しくなってしまうというようなことで、例えば引越しの、こう、何でしょうか、らくらくパックと申しましょうか、そういったものをお薦めするでありますとか、あるいは、区がかわりに移転の作業を差し上げて、移転料相当にかわる作業を私どものほうでさせていただきますとか、そういう入居者の皆様の生活の実態に合った形でのご支援、そういったものが必要になりますのと、やはり交通手段も声の一つに上がっておりまして、今は四番町の近くに、都営住宅の前あたりにまで行きますと、風ぐるまの停留所もあるところなんですけれども、今後は、例えば近くの九段坂病院に向かうのに、ちょっと交通の手段がなかなか乏しくなってしまうと。特に今、ご指摘下さいましたお年寄りの方でありますとか、そういった方々は、この地域の交通手段を非常に頼りにしていらっしゃる方もお見受けいたします。そういった方々に対する交通手段の確保も、多角的に検討する必要があるのではないかとこのように考えております。そういったところを細かくお聞きしますと、やはり皆様十人十色で、いろいろご意見がおありであると思うんですが、そういった生活に密着したところは、今後も皆様のご意見や何かをしっかりと確認し、私どももできるところはできるだけ努力はさせていただきたいというふうに考えております。

○桜井委員 そうですよ。前の説明をいただいたときと違いますよ。話を聞いていてね。それはやはり、こういうヒアリングをして直接いろいろな悩みだとかご相談をさせていた

だいている中で、やはりきちっとしたものを持っているから、自信を持ってそうやって言えるんで。ね。そういうことはやはり、きちっとやっぱしやっていかななくちゃいけない。まあ、まさにこれから寄り添って丁寧にやっていかななくちゃいけないということを今お話しになられたので、もう全くそれで結構なんですけども。

区というのは、住宅課だけ汗かいたってこれはしょうがない話で、まさに、区というのはいろんな機能を持っているわけなんだから、または介護だったり、子育てだったり、健康面のことだったり、いろいろとあるわけじゃないですか。その部署その部署があるんだから、そこの部署をうまくジョイントして、それで、その方たちの不安を少しでも払拭するというような気持ちで取り組んでいるんですよということが、住宅に住んでいらっしゃる方もわかっていたら、安心していただくような、そういう千代田区の姿勢をやはり見せる必要というのがあるんですよ。だから、引き続きそのところはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

結構です。

○小林たかや委員長 はい。

どうぞ。

○平岡住宅課長 今、桜井委員からご指摘を下さいました点は、まさに私どもが肝に銘じなければならないところでございます。（発言する者あり）今後もそういった視点で、入居者の方の生活のスタイル等も十分に配慮しながら、先ほど申しました条件つきの方もお見えであるというようなことは数として十分承っておりますし、やはりちょっと、体力的に仮住宅へ向かうのがちょっととおっしゃる方もいらっしゃるというようなところは、十二分にわきまえさせていただきまして、私どもができることは率先してやらせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○小林たかや委員長 はやお委員。

○はやお委員 先ほどの木村委員のほうからの話の中で、長寿命化の工事での補助金はいただいておりますと。で、僕も正確な言葉は覚えていないんですけども、そういうふうにやって補助金、長寿命化で与えておきながら、返金が必要ないというのだけ、すごく鮮烈に覚えているんですよ。ああ、そんなもんでいい、じゃあ、汚い言い方、言い方、ただ取りというわけじゃないけども、そういう修繕のところにあって、そういう補助金の制度があったら、大いに使って行って、少しでも財政負担を軽くするのはいいのかなと、こう思ったわけですね。でも、今いろいろるる答弁を聞いていると、実は正式に用途変更をしておりますよと言ってても、現実、建て替えをしてしまうということをしたら、用途変更なんですよ。としたら、答弁自体を修正すべきというのが僕は、虚偽答弁とまでは言いませんよ。修正すべきであると思ったんです。だから、ここは大きなところなんですよ。そういうふうにやって言っていったら、我々の判断がわからなくなっちゃうんですよ。だって、幾らかかったか知らないんですよ。正確にまた、やる。で、その都度、じゃあ、調べなくちゃいけないという話になって、いや、そうだなと思っていて、そのところをもう一度しっかり答弁してください。これは委員会運営に大きくかわることですよ。

○平岡住宅課長 今、はやお委員からご指摘を賜った点でございます。私ども12月の段におきましてご答弁させていただきましたのは、建設の国庫補助についてご答弁をさせていただいたと思っております。その建物の用途の廃止に際して、返す必要性がないことを

ご確認をさせていただいた。ただし、こちらにつきましては、先ほども申しましたとおり、補助金と申しますのは正式な手続をもってして正式に判断がなされるというようなところでございますので、これはあくまで一般論的な確認の域でしか、確認はとれてはならないというようなところでございます。

で、長寿命化につきましては、先ほど申しましたとおり、精算が必要になる可能性があるというだけであって、今もって必ずしも返すのか返さないのかというような正式な判断が、これはなかなか難しいというようなところでございます。こちらでも正式な手続の中で正式な決定が行われるべきものというようなことで、あくまで今のところ可能性の段階の中の話というようなところ、そういったところを確認させていただいたというふうなところでございます。

○はやお委員 また、あんまりやっていると平行線だと言われちゃうけど、（発言する者あり）この、用途廃止申請というものを、きちっと、それだったら確認してくださいよ。それで、かかるんだったらかかるということを委員会報告するべきだと思いますよ。それで、こういうふうにかかるということで、長寿命化というのは本来10年ということから考えたときに、ここのところを正確に対応していかなかったら、我々も判断が誤っちゃうわけですよ。ああ、いや、ここの金額は返さなくていいんだなと思っていたものが、いや、実は返すんですよといったら、例えば、ある方のほうとしては10年ぐらいまた見たほうがいいんじゃないと出てくるのが自然ですから、まずそこをきちっと、事実を確認してください。

○平岡住宅課長 今、はやお委員からご指摘を下さいました点でございますが、この補助金の手続と申しますのは、実際の正式な手続、これがないと正式に判断はできないというようなところが、あくまで柱でございます、（発言する者あり）今、本当に一般論として私も確認をさせていただいた、その中身をご答弁させていただいた次第でございます、それ以上のものでも……

○小林たかや委員長 出した……

○平岡住宅課長 ちょっと、それ以下のものでもないというのが現状です。ただし、（発言する者あり）先ほど申しましたとおり、ご答弁のところはお間違いがないところでございます、建設の補助、こちらは、今の現在ではお返しする必要性がないだろうということ、確認がとれていると。

○はやお委員 あ、建設のほう……

○平岡住宅課長 ええ。というようなところと、長寿命化につきましてはちょっと、ご答弁をそのときに加えてはおりませんけれども、長寿命化のところについては、あくまで、そういった精算が必要になる可能性がある。可能性の範囲で一般論でお話を下さったというようなところでございます。やはり正式な決定を持たないと正式な回答はできないというのが担当者のほうのご回答でございました。

○小林たかや委員長 後の祭りだな。

○はやお委員 じゃあ、すみません。

○小林たかや委員長 はやお委員。

○はやお委員 これはもう、これでやめる。

ちょっと、建設の補助は返す必要がなくて、この長寿命化というのは、もともと、です

よ、長寿命化するために出して、これはどういう。で、建設の補助と長寿命化の補助があったと。で、その分類をはっきりしてくださいよ。私たちが言っているのはこの長寿命化の補助について、当然のごとくもらっているでしょう。それについては10年ということで、何ていうんですかね、用途のことについて、廃止したなら廃止したということが必要になってくるんじゃないかということを言っているんだから、ちょっともう一度体系的にも分類的にもちょっと説明していただかないと、何か言っていることがよくわからない。

○平岡住宅課長 ちょっと説明がしづらい、わかりにくいところで、大変恐縮でございました。

新築工事を行いますとき、こういったときには当然、国庫補助をいただかないとですね……

○はやお委員 それはそうですね。

○平岡住宅課長 大変大きな財政負担が伴うというようなところでございます。

○はやお委員 それはわかる。

○平岡住宅課長 こちらにつきましては、先ほど言った建設の国庫補助というのは、まさに新築の助成というような形になってございます。

○はやお委員 うん。それはわかっている。

○平岡住宅課長 これは建築されたからの経過も判断の一つになるかと思うんですけれども、ご確認の範囲の中では、もう、これだけの経年というようなところもあるかというようなところで、ご返金の必要性はないだろうというようなご確認です。

○はやお委員 ない。それは……

○平岡住宅課長 それから、長寿命化工事につきましても……

○はやお委員 うん、そっちだよ。

○平岡住宅課長 工事期間、実際に長寿命化の効果というものがあまして、それは工事ごとに判断、国の判断も変わってくるかと思っておるんですが、その工事をやってから、大体どのぐらいたっているのかというようなところで、途中で、その工事があったとして、用途をやめてしまうというような場合にどれほどの残余があるのかというようなところも、判断の一つにはなるだろうというような、あくまで「だろう」と、たればの話になるわけなんですけども、そういった範囲内で精算が必要となる可能性があるというようなご意向を、確認したというようなところでございます。

○小林たかや委員長 可能性がある。

はやお委員。

○はやお委員 だからまあ、建設のほうはいいですよ。それは補助金については結構です。でも、寿命化のことについては、10年をたってから検証しなければだめだと言っているも、だって、あれでしょ、建てかえるということがもし前提であれば、10年たたないうちに、10年はもたせるんですか。

○小林たかや委員長 もたせたい。

○はやお委員 その前に、ここのところは建てかえるんでしょう。

○小林たかや委員長 そう。

○はやお委員 そうしたら、実際のところは、廃止申請を出さなくちゃいけない内容なん

じゃないのということを言いたいんですよ。10年たって確認する前に、もう建物がなくなっちゃうんだから。10年以内にはなくなるんでしょう、今の計画では。

○平岡住宅課長 はい。

○はやお委員 ということからしたら、ここについては、当然のごとく、その届け出を出して、返金が必要になる可能性があるかと答弁するのが普通なんじゃないかということを行っているんですよ。どうか——僕ね、僕が言っていることが違うのか、平岡さんが答弁している話が。だから、議論が進まないんですよ。それで行き来している、行き来しているとわれちゃうと、非常に困るんですよ。時間がかかっているとかと言われると。

○平岡住宅課長 ちょっと私の、（発言する者あり）当時の12月のご答弁が建設のことだけご答弁させていただいたというようなところもございます。長寿命化の工事も総体的に含めると、長寿命化工事の点も、まあ、その点も含めると、今のようない見解になるというようなところでございまして、ご答弁としましては、建設・新築というようなことに対してのご答弁だけ、まあさせていただいたような形になっておりますが、その確認をさせていただいた内容は、今のところ間違いはないかなというふうに考えております。その点をご理解賜ればと思っております。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 そうするとさ、ちょっと、ちょっと整理するけど、（発言する者あり）長寿命化で25年に防水やりました。26年、27年に給排水をやりました。（発言する者あり）これは長寿命化ですか、両方とも。

○平岡住宅課長 工事としては長寿命化計画に基づいて……

○小林たかや委員長 で、やったんですよ。だから……

○平岡住宅課長 補助金をいただいていたというのは、ちょっと……

○小林たかや委員長 補助金はいただいたんですか。

○平岡住宅課長 いや、屋上防水だけ……

○小林たかや委員長 まあいいや。じゃあ、屋上防水でいいや。

○はやお委員 じゃあ、防水はもらったんだね。

○平岡住宅課長 はい。

○小林たかや委員長 じゃあ、25年の屋上防水をいただいたと。（発言する者あり）だけれども、一括建てかえが決まりましたから、新築になるから解体しなくちゃならないよね。それは、31年度にはしなくちゃいけないよね。

○平岡住宅課長 ええ。

○小林たかや委員長 そうすると、10年もたたないで壊してしまうよね。防水、せっかくやったのに。そのときは報告をして、もし返せと言ったら返さなくちゃいけないということ。

○平岡住宅課長 そうですね。

○小林たかや委員長 そうですか。

○平岡住宅課長 はい。

○小林たかや委員長 そう。そういうことね。そういうことです。

○平岡住宅課長 それは、正式な手続を……

○小林たかや委員長 で、もし正式な手続をして、まあいいや、返さなくてもということもあるわけだね。

○平岡住宅課長 あります。はい。

○小林たかや委員長 それはやってみないとわからないと。

○はやお委員 いや、……返さなくてもいいということだから。

○小林たかや委員長 正式な、正式な手続を試してみないと、どっちかわからないということ。

○はやお委員 あ、じゃあ、じゃあ。

○小林たかや委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 じゃあ、これは相手が決めることでしょうけれども……

○小林たかや委員長 そう。

○はやお委員 返さなくてはいけないというケースというのは、大体どんな事例としてあるのか。ということがあれば、返すか返さないかわからないと答弁するんならまだわかるんですけども、このところでの答弁は、（発言する者あり）結局は、ご返金する必要がないというふうに確認していますと、そこまで言い切っているんですよ。だから、わからないと言っているんですよ。

○小林たかや委員長 ちょっと、ちょっと待って。

休憩します。

午後2時05分休憩

午後2時10分再開

○小林たかや委員長 それでは、委員会、再開します。

はい。あ、まとめて整理をして、環境まちづくり部長、答弁をお願いします。

○保科環境まちづくり部長 大変失礼をいたしました。補助金の件についてでございます。

まず、今回の公営住宅でございますので、補助金といたしましては、一つは建設の補助というのがございます。あともう一つは、今般のいわゆる長寿命化計画に伴う補助と、二つになってございます。建設の補助につきましては、今現在の確認状況ではございますけれども、返還の必要はないんじゃないかということでございます。

で、長寿命化についてでございます。これにつきましては、まだ、現実問題として、今、これは国の補助ではございますが、受け付けは東京都と。東京都とは協議をさせていただいてございますが、今現在のところ、まだ具体的な申請を出した段階で判断をするということでございますので、最終的な返金をしなきゃいけないかどうか、そこはまだ、今現在はまだ未確定という状況でございます。

以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。以上でございます。

ほかにございますか。いいですか。

○木村委員 これ、たしか二十一—まあ、今回のこの陳情書に、建てかえに至る経過が不透明だと、こういう文言があります。これはまあ、今定例会中の別の機会でもまたちょっと改めて聞く場はあると思うんですけども、ここでは平成24年の4定ですかね、政策経営部長がこうおっしゃっているんですよ。区では区有施設を計画的に維持するために中長期的視点から建物の経年変化に対応した適宜適切な改修と管理を行うことで建物の長寿命化を図っていると。中でも、公営住宅等については適切に維持管理を行ってききましたが、居住者が安全・安心に暮らせることが必要であるため、区営住宅等長寿命化計画を策定し、

計画的維持保全に取り組んでいると。こういうふうに胸を張って答弁——胸を張っているかどうかわからないけども、答弁されたと。そういうこの路線を転換して、急遽建てかえることにしたと。で、これ、区営住宅あるいは保育園、児童館については、これは保育現場の強い要望もあって、区営住宅居住者のご要望もあって建てかえると。これは、現場のニーズに応じて、この政策が変わり得る、これはあり得るんですよ。実際その方向で、平成31年まで土地を借りる、日テレから土地を借りるということで、平成26年の末には、その方向で話がまとまり始めた。ところが翌年、またがらっと変わって、平成35年まで土地を借りるというふうに急遽変わったわけですね。

それで、その辺の経過について、一番詳しいなぜまちづくり担当部が本会議でも答弁しないで子ども教育部が答えるのか、さっぱりまあわからないんですけども、その辺の経過については、まちづくり部は一応経過は承知しているわけですよ。日テレとの交渉、あるいは35年まで借りることに至った経過。全体を掌握しているのはどこなのでしょう。一応これ、ちょっと、陳情書の関係で伺っておきたいと思います。

○小池子ども施設課長 子ども部のほうで、平成26年から四番町保育園・児童館の仮園舎の候補地を探すということから始まりまして、最初にその担当者同士で始めたということが子どもが始めたこととございます。その技術的な支援といいますか、まちづくり部のほうとも一緒にやってございましたが、トータルで35年3月末までの使用貸借契約というのも結んだのも子ども部でございまして、トータルとしますと子ども部のほうが担当しているということになるかと思います。

○木村委員 そうしますと、31年の、26年の末に、31年まで借りるということで一応合意したものを、急遽翌27年に、さらに使用貸借期間を延長し、建てかえ内容も、さらにアパートを組み込んだ形に変更するというのも、子ども施設課は、あんまり所管、関係ないけれども、もう一本のほうは、図書館と区営アパートですから。その辺の一連の経過についても、じゃあ子ども教育部がまちづくりと一緒に対応してきたので、全部承知しているということで、じゃあこれから伺っていいんだと、質問したいんだけど、そういうことでよろしいですか。

○小池子ども施設課長 個々の細かいことということになっちゃうと、承知していない部分もございしますが、基本、全体を通しては子ども部ということとやっているという事業ということになるかと思いますし、また、今回の定例会の答弁でも子ども部長のほうからご答弁申し上げましたけれども、27年の計画の変更に伴う、仮園舎の貸与期間の延長に関しては、住宅所管であったまちづくり担当部長のほうは日テレの本事業を担当する責任者とお話をさせていただいたということではございます。

○木村委員 その責任者というのはどなたなんですか。具体的な協議の内容というのはまた別の機会にやるけれども、向こうの責任ある人というのは、こちらはまちづくりの担当部長で、先方は日テレの責任ある方って、どなたなんでしょう。

○小池子ども施設課長 子ども部としてはわかっておらないところでございます。

○木村委員 でも、全体としてなんじゃないの。

○大森まちづくり担当部長 こちら、今、子ども施設課長がご答弁申し上げたとおり、アパートの、住宅の関係がありましたんで、当時、住宅課を所管していたまちづくり担当部長が交渉したと、お願いしに行ったというところなんです、相手先は一般の民間企業で

すので、そこは控えさせていただきたいと思います。

○小林たかや委員長 はい。すみません。

○木村委員 まあ、いいや。資料はやめてということ。

○小林たかや委員長 いろいろ審査しておりますけれども、ほかにご意見ありますか。
（発言する者あり）いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 そうしたら、この陳情、今こんなところですけれども、どういたしましょうか。

木村委員。

○木村委員 今回、建てかえ計画について、当該陳情書は、3点の不安材料を述べていらっしゃいます。税金の使い方と新しい施設に対しての不安と、それから、二つ目には一連の経過が不透明である。で、この不透明な部分をはっきりさせるというのがやはり当該委員会としても大事な役割じゃないかというふうに思うんですね。で、これについては、別途その辺の一連の経過を、あるいは日テレと区との協議内容を示す——うーん、また別の機会が今定例会中にあると思いますので、（発言する者あり）ちょっとそれを踏まえた上で判断したほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、ちょっときょうのところは継続ということをお願いできないかと。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにございますか。（発言する者あり）よろしいですか。今、木村委員からそういうご意見がございましたけれども……

○桜井委員 休憩していただけますか。

○小林たかや委員長 はい。休憩します。

午後2時19分休憩

午後2時26分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

陳情につきましては、木村委員からご意見もいただいております。あと、3点あるうち2点は、皆様の中で理解されている部分があると思いますので、この部分については正副でちょっとまとめさせていただいて、理事者等に依頼していくということで、本日のところは継続ということにさせていただきたい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、継続にします。